

令和6年第1回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年1月24日(水)

午前10時開会

京田辺市役所305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第1号 令和5年度京田辺市一般会計補正予算(第5号)について
- 5 日程第3 報告第2号 京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の公布について
- 6 日程第4 議案第1号 京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 7 日程第5 協議 京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容について
- 8 閉会宣告

令和6年第1回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R05/12/23 ~ R06/01/24

1. 教育行政報告

12月

28日(木) 経営会議 305会議室
年末教育長挨拶 305会議室

1月

3日(水) 第60回新春甘南備山初登り 甘南備山
4日(木) 経営会議 403会議室
年始市長あいさつ コミュニティホール
年始教育長・教育委員あいさつ 305会議室
5日(金) 市商工会 令和6年新春賀詞交歓会 中央体育館
7日(日) 令和6年消防出初式 コミュニティホール
令和6年二十歳のつどい 中央体育館
9日(火) 3学期始業式 各幼・小・中
10日(水) 書き初め会 普賢寺小学校
15日(月) 経営会議 403会議室
19日(金) 令和5年度第3回京都府都市教育長協議会 向日市
20日(土) 部落解放同盟山城地区協議会荊冠旗びらき 精華町
京田辺市文化協会60周年記念式典(西村教育長職務代理者) リーガロイヤル京都
21日(日) 京都山城墨友会 公募第10回新春書き初め大会授与式 中央公民館
24日(水) 第1回教育委員会定例会 305会議室

報告第1号

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第5号）について

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第5号）について報告する。

令和6年1月24日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（報告理由）

本件は、令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第5号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

1 令和5年度一般会計補正予算第5号 教育関係予算

(単位：千円、%)

		補正後 (A)	補正前 (B)	補正額 (A)-(B)	増減率 %	備考	
教	育	費	7,166,384	7,142,826	23,558	0.3	
教	育	総務費	549,890	541,159	8,731	1.6	
	教	育委員会費	3,897	3,897	-	0.0	
	事	務局費	406,861	406,861	-	0.0	
	情	報教育推進費	139,132	130,401	8,731	6.7	
小	学	校費	1,695,722	1,688,407	7,315	0.4	
	学	校管理費	828,358	821,043	7,315	0.9	
	教	育振興費	82,703	82,703	-	0.0	
	学	校建設費	784,661	784,661	-	0.0	
中	学	校費	3,423,323	3,415,811	7,512	0.2	
	学	校管理費	198,181	190,669	7,512	3.9	
	教	育振興費	61,774	61,774	-	0.0	
	学	校建設費	3,163,368	3,163,368	-	0.0	

幼稚園費	890,317	890,317	-	0.0	
幼稚園管理費	502,907	502,907	-	0.0	
教育振興費	379,610	379,610	-	0.0	
こども園建設費	7,800	7,800	-	0.0	
社会教育費	607,132	607,132	-	0.0	
社会教育総務費	404,326	404,326	-	0.0	
公民館費	46,031	46,031	-	0.0	
図書館費	79,656	79,656	-	0.0	
留守家庭児童会 育成事業費	77,119	77,119	-	0.0	

2 令和5年度一般会計補正予算第5号 内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	教育総務費	情報教育推進費	情報教育推進事業	8,731	令和6年度学級増に伴う機器の整備のほか、一部機器の修理について対応するもの。	学校教育課
2	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	7,315	令和6年度学級増に伴う備品の整備のほか、電気料金等の不足見込みについて対応するもの。	学校教育課
3	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業	7,512	令和6年度学級増に伴う備品等の整備のほか、樹木せん定等役務費の不足見込みについて対応するもの。	学校教育課

3 令和5年度一般会計補正予算第5号 債務負担行為

No	事業名	限度額 千円	内容	所属
1	小中学校及び幼稚園健康管理業務	3,200	園児児童生徒の尿検査について委託（手数料）により実施するもの。 【債務負担行為：令和5年度～6年度】	学校教育課 輝くこども未来室
2	スクールバス更新事業	10,700	スクールバスの賃貸借期間満了に伴い、新たに契約を締結するもの。 【債務負担行為：令和5年度～12年度】	学校教育課
3	図書館司書派遣委託事業	27,800	図書館職員の安定的な確保を図るため、司書の一部について派遣職員によることとするもの。 【債務負担行為：令和5年度～6年度】	社会教育課 (中央図書館)

報告第2号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の公布について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の公布について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月24日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号）の施行に関し、必要な事項について定めた京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第77号）の公布について、報告するものである。

京田辺市規則第77号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市中学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない生徒が学校給食を受けたときは、当該生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の額)

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、1人1日当たり340円とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者の期別納付額に滞納があるときは、当該過誤納金を当該滞納額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して1

5日以上を経過した日とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第5条、第7条関係)

期別	期別納付額	納付期限
5月期	6,800円	5月末日
6月期	6,800円	6月末日
7月期	6,800円	7月末日
8月期	6,800円	8月末日
9月期	6,800円	9月末日
10月期	6,800円	10月末日
11月期	6,800円	11月末日
12月期	6,800円	12月末日
1月期	6,800円	1月末日
2月期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、5月期から1月期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。	2月末日

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

京田辺市中学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		学校給食を 受ける者 からの続柄	
	氏名			
	住所	(〒 -)		
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)	
	電子メールアドレス			
学校給食を受ける生徒 (教職員)	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
	氏名			
	学校名等	市立 中学校	<input type="checkbox"/> 新1年生	
			<input type="checkbox"/> 年 組	
住所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)			

(特記事項)

- 1 本申込書は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間は有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在籍する学校長に相談してください。

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	(〒 —)	
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)
	電子メールアドレス		
学校給食を受ける生徒 (教職員)	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 (該当する内容を 記入ください。)		変 更 前	変 更 後
	住 所		
	学校名等	市立 年 組 学校	市立 年 組 学校
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

(特記事項)

- 1 本変更届は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市中学校給食申込書の提出が必要です。

議案第1号

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則
の制定について

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則を別紙のと
おり定める。

令和6年1月24日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（令和5年京田辺市条例第30号）第3条の規定により、この条例の施行に関し必要な事項について、規則に定める必要があるため、提案するものである。

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（令和5年京田辺市条例第30号）第3条の規定に基づき、京田辺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象校）

第2条 給食センターにより学校給食を実施する対象校は、京田辺市立中学校とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（業務）

第3条 給食センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- （1） 栄養管理及び衛生管理に関すること。
- （2） 調理及び配送に関すること。
- （3） 施設の維持管理に関すること。
- （4） その他給食センターの運営及び管理に関すること。

（職員）

第4条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

協議

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容について

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容について、協議する。

令和6年1月24日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、令和6年第1回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の改正内容について、協議するものである。

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことから、当該基準を踏まえて定める本条例について、所要の改正を行うものです。

2 改正概要

- ・特定教育・保育施設等に係る重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする（第23条関係）。
- ・特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が特別利用教育を提供する場合における読替規定に係る字句の整理を行う（第36条関係）。
- ・特定教育・保育施設等による保護者への書面等の交付について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」等の媒体の種類を示す表現を媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るとともに、読替規定に係る字句の整理を行う（第53条関係）。

3 施行日

公布の日。ただし、第23条の改正規定（重要事項の書面掲示の義務付けの見直しに係る改正規定）は、令和6年4月1日。

4 その他

改正後の条例第23条の規定に基づく重要事項の掲示については、都道府県が運用する「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」による情報公表をもって、同条の規定に基づく掲示をしたものとみなされます。

議案第 号

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に、「第6項において準用する前項」を「次項において準用する前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「の同号」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処</p>	<p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処</p>	<p>重要事項について、書面揭示に加え、インターネットによる閲覧に供することを義務付けるもの</p> <p>読替規定に係る字句の整理</p>

京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、<u>第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と</u>、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>媒体の種類を示さない表現への字句の整理</p> <p>読替規定に係る字句の整理</p>